

原子炉等規制法の一部改正法案の要綱骨子案

第一 原子力施設のハード面に係る規制の強化

1. 加工施設への定期検査等の実施

○加工施設に定期検査、解体届出等の規制項目を追加する。

第二 原子力施設のソフト面に係る規制の強化

1. 保安規定の遵守状況についての定期的なソフト検査の実施

○現行の定期検査ではチェックしにくい保安規定の遵守状況について、国が定期的にソフト検査を行うことにより確認する。

2. 原子力保安検査官の主要施設への配置

○科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。

○原子力保安検査官は、上記のソフト検査に関する事務に従事する。

第三 現場における安全文化を高めるための規定の整備

1. 事業者による従業者への保安教育の実施

○原子力事業者が、核燃料物質の取扱い等に関する保安教育に従業者に対して施す義務を法律上明記する。

2. 従業者の安全確保改善提案制度の創設

○原子力事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合に、従業者はその事実を主務大臣に申告することができる。

○原子力事業者は、上記の申告したことを理由にその従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。